

記入要領

信用保証委託契約変更契約書 (委託者の交替および連帯保証人の加入)

必ずご記入ください

横浜市信用保証協会 行

※新委託者欄・現委託者欄・新連帯保証人欄・現連帯保証人欄は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います

令和
西暦

〇〇年〇〇月〇〇日

※必ず日付をご記入願います

新委託者(甲)	本社または住所	横浜市 中区 山下町 22 番地		
	法人名	フリガナ	カ) ヨコハマ 株式会社 よこはま	
	氏名	フリガナ	ヨコハマ タロウ 代表取締役 横浜 太郎	

現委託者(乙)	住所	横浜市 中区 山下町 22 番地		
	氏名	フリガナ	ヨコハマ タロウ 横浜 太郎	

新連帯保証人	住所	横浜市 中区 山下町 22 番地		
	氏名	フリガナ	ヨコハマ タロウ 横浜 太郎	

現連帯保証人	住所			
	氏名	フリガナ		

保証申込時の信用保証委託契約書の日付です

貴協会の信用保証に基づき現委託者(乙)が金融機関から下記の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日付信用保証委託契約書(以下「原契約」といいます。)上の委託者の交替に関し、委託者および保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 新委託者(甲)は乙に替わって委託者となり、甲は乙が原契約に基づいて現在負担している一切の債務を承継し履行の責を負うとともに、今後原契約から生じる一切の債務について履行の責を負うことを承諾します。なお、これに伴い乙は原契約上の委託者の地位から脱落するものとします。

第2条 保証人は、前条の甲・乙・貴協会間の免責的債務引受による委託者の交替を異議なく承認し、上記信用保証委託契約から生じる一切の債務につき、甲と連帯して履行の責を負います。

第3条 この契約により原契約上の保証人として新たに加入した保証人は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

第4条 委託者は、前条の保証人の加入について、異議なく承諾します。

第5条 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1) 委託者の財産および収支の状況
(2) 貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
(3) 委託者が本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

第6条 保証人は、貴協会が変更を承諾し、金融機関に変更保証書を発行した日(以下「本契約成立日」といいます。)までに、貴協会に対して保証意思説明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人が

以下の各号に掲げる者に該当することを表明し、これを保証します。これについて誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(1) 委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
(2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ、委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式主の議決権を除く。以下同じ。)の過半数を有する者
ロ、委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ハ、委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
ニ、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
(3) 委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

第7条 この契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。ただし、令和2年3月31日以前に成立した原契約あるいは原契約について保証人を加入させる契約により保証人となった者には、裏面記載の第1条第5項、第13条第7項および同条第8項に加え、第8条第4項を適用しないものとします。
2. 前項にかかわらず、原契約の日付が平成18年3月31日以前の場合は、裏面記載の第2条第3項及び第7条は適用しないものとし、原契約の第2条第3項及び第6条の内容が適用されるものとします。また、前項にかかわらず、原契約の日付が平成26年3月31日以前の場合は、裏面記載の第13条第6項は適用しないものとします。

第8条 本契約は貴協会が変更を承諾し、金融機関に変更保証書を発行した日をもって成立するものとします。

信用保証委託契約書第1条の借入要項による借入

金融機関名	日本大通銀行 (横浜 本 支店)		
借入形式 (該当項目を丸で 囲んで下さい)	① 証書貸付 2 手形貸付 (イ 個別 □ 極度) 3 手形割引 (イ 個別 □ 極度) 4 当座貸越 (イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引 (イ 個別 □ 極度 (手形・電子記録債権両方の割引を含む))		
借入(割引)年月日 (借入形式が4の場合 合は、契約締結日)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
借入金額	金 10,000,000 円 (現在残高 9,000,000 円) (借入形式が2. 3. 5. の口、および4. の場合は極度額)		

記載注意

- 本契約書の日付は、変更保証日付、又はそれ以前としてください。
- 本契約書の委託者欄には借入者、新連帯保証人欄には新たに加入する連帯保証人がそれぞれ自署し、印鑑証明書と同じ印鑑を明瞭に捺印してください。
- 信用保証委託契約書〔借入要項〕の明細の現在残高は、本契約書の日付の残高を記入してください。